

森吉山登山ハイキングマップ制作業務

公募型プロポーザル実施要領

北秋田市産業部商工観光課

森吉山登山ハイキングマップ制作業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

森吉山は花の百名山としてゴンドラが整備されており、気軽に訪れることが出来る山として、秋田県内でも人気のスポットとなっている。

この魅力ある「森吉山」という素材を生かしながら、近年増加傾向にあるハイキング観光客の新規来訪や周辺観光施設の利用率の向上を図るため、森吉山登山ハイキングをテーマに森吉山の魅力あふれる種々の素材を組み合わせ、観光情報発信などを行うためのマップを制作することで、北秋田市観光における魅力的な素材である森吉山のハイキングPRを強力に推進し、観光客の増加を目指すものである。

このことから、①森吉山登山ハイキングと周辺観光の情報収集②収集した情報による森吉山登山ハイキングマップを制作する必要がある、これらの提案をプロポーザルにより求めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

森吉山登山ハイキングマップ制作業務

(2) 業務内容

①森吉山と周辺情報収集

②森吉山登山ハイキングマップ制作

(3) 業務委託期間

契約締結の翌日から、平成 30 年 12 月 21 日（金）まで

(4) 提案限度額

2,322,000 円（消費税及び地方消費税含む）以内

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4. 参加資格

- (1) 本委託業務と同様又は類似業務の実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 秋田県内において、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再

生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

5. スケジュール

	内 容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の公開	平成 30 年 7 月 4 日（水）
2	質問書提出期限	平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 5 時まで
3	質問書回答期限	平成 30 年 7 月 13 日（金）
4	参加表明書類提出期限	平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 5 時必着
5	参加資格審査結果通知	平成 30 年 7 月 25 日（水）
6	企画提案書提出期限	平成 30 年 8 月 3 日（金）午後 5 時必着
7	企画提案内容プレゼンテーション	平成 30 年 8 月 10 日（金）（予定）
8	審査結果通知	平成 30 年 8 月中旬
9	契約締結	平成 30 年 8 月中旬

6. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。

- (1) 提出様式：質問書（様式 5）
(2) 提出先：北秋田市産業部商工観光課
メールアドレス「kankou@city.kitaakita.akita.jp」
(3) 提出期限：平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 5 時まで
(4) 回答方法：提出された質問に対する回答は、平成 30 年 7 月 13 日（金）までに質問者に対して電子メールにより行うほか、北秋田市産業部商工観光課ホームページに掲載する。

[北秋田市産業部商工観光課ホームページ]

http://www.city.kitaakita.akita.jp/shigoto/sangyou_syoukoukankou

7. 企画提案の参加表明

- (1) 提出書類
①参加表明書（様式 1）
②会社（法人）概要調書（様式 2）
③業務実績調書（様式 3）
※ 実績のあった業務の契約書（写し）を添付すること。
④暴力団排除に関する誓約書（様式 4）
(2) 提出部数 各 1 部

- (3) 提出期限 平成 30 年 7 月 20 日 (金) 午後 5 時必着
- (4) 提出先 北秋田市産業部商工観光課観光振興係
- (5) 提出方法 持参または郵送 (直接持参する場合は土日、祝日を除く)
- (6) 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

8. 参加資格審査結果通知

提出のあった参加表明書類を確認のうえ、結果を平成 30 年 7 月 25 日 (水) までに参加表明者へ電子メールおよび書面で通知する。

9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められた者は、企画提案書等を次により提出することとする。

(1) 提出書類

- ①企画提案書 (任意様式)
- ②業務スケジュール表 (任意様式)
- ③業務実施体制 (任意様式)
- ④見積書 (任意様式)

※ 各経費区分の積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

⑤会社等概要 (任意様式)

※提出書類の作成にあたっては、別紙「森吉山登山ハイキングマップ制作業務公募型プロポーザル提出書類作成要領」に従い作成すること。

- (2) 提出部数 各 10 部 (原本 1 部、写し 9 部)
- (3) 提出期限 平成 30 年 8 月 3 日 (金) 午後 5 時必着
- (4) 提出先 北秋田市産業部商工観光課観光振興係
- (5) 提出方法 持参または郵送 (直接持参する場合は土日、祝日を除く)
- (6) 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

10. プレゼンテーションの実施

企画提案者は次のプレゼンテーションを行うものとする。

- (1) 日時 平成 30 年 8 月 10 日 (金) (予定)
- (2) 場所 北秋田市役所第二庁舎 1 階会議室 (予定)
(詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。)
- (3) プレゼンテーションの方法
 - ①プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 10 分程度、質疑応答 10 分程度」とする。
 - ②プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え、追加は認めない (スクリーン等に投影して

説明する場合を含む)。ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。

③プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用することができる。

(4) その他

本市はプレゼンテーションの内容を録音することができる。

11. 審査方法等

(1) 森吉山登山ハイキングマップ制作業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において評価を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定する。

※別紙「森吉山登山ハイキングマップ制作業務公募型プロポーザル審査要領」による。

(2) 最低基準点は、審査委員による合計点の総得点が満点の6割とする。

(3) 企画提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

12. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

13. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

14. 企画提案者の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）。

15. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成17年規則第38号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、

次点者と契約の交渉を行うこととする。

16. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出書類提出後の企画提案書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 郵送等による事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- (5) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止する場合がある。なお、この場合において、企画提案等に要した費用を本市に請求することはできない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

17. 問い合わせ先

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

〒018-3312

北秋田市花園町 15 番 1 号

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

TEL : 0186-62-5370 FAX : 0186-62-5551

E-mail : kankou@city.kitaakita.akita.jp